

条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十四号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中ムをウとし、ラをムとし、ナをラとし、ネの次に次のように加える。

ナ 金属3Dプリンタ		一時間 （造形 装置に 係る部 分）	二、四三〇円
		一時間 （脱脂 装置に 係る部 分）	四八〇円
		一時間 （焼結 装置に 係る部 分）	七〇〇円

別表第一第一号の表第二項中ヌを削り、ルをヌとし、ヲからカまでをルからワまでとし、同表第三項カを削り、同表第四項中ヘを削り、トをヘとし、チからワまでをトからヲまでとし、同表第五項中イを削り、ロをイとし、ハからレまでをロからタまでとし、ソを削り、ツをレとし、ネからサまでをソからテまでとし、その次に次のように加える。

ア 味覚センサ		一時間	四、三〇〇円
		一試料	五、五〇〇
		一測定	
		一試料	二〇、三〇〇

円	円	円	円	円	円
---	---	---	---	---	---

を

(17) アルコールアナライ 分析	(16) X線回折装置による 分析	(15) 熱分析装置による分 析	(14) 赤外分光光度計によ る分析	(13) イオンクロマトグラ フによる分析	(12) 液体クロマトグラフ 質量分析装置による分 析	(11) 液体クロマトグラフ による分析	(10) ガスク ロマトグ ラフ質量 分析装置 による分 析		
							試料分析	質量スペク トル解析	分以内
一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料
二、四二〇円	九、七七〇円	三、八八〇円	四、七八〇円	一四、八〇〇円	二〇、三〇〇円	五、五〇〇円	七、二二〇円 (一成分を増す ごとに二、三五 〇円を加える。)	二五、五〇〇円	

に改め、同表第二項

別表第二第一号の表第一項中

(16) アルコールアナライ ザによる定量分析	(15) X線回折装置による 分析	(14) 熱分析装置による分 析	(13) 赤外分光光度計によ る分析	(12) イオンクロマトグラ フによる分析	質量分析装置による分 析	一試料	一測定
						一試料	一測定
一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料
二、四二〇	九、七七〇	三、八八〇	四、七八〇	一四、八〇〇			

円

味覚セ ンサによ る分析	酸味、塩味、 苦味、旨味 及び渋味測 定	一試料	一四、三〇〇円
		一測定	(一試料を増す ごとに四、三七 〇円を加える。)
酸味、塩味、 苦味、旨味、 渋味及び甘 味測定	一試料 一測定	一試料	一九、八〇〇円
		一測定	(一試料を増す ごとに五、一九 〇円を加える。)

中

(5) 通気性試験	一項目	一試料	七八〇円
(6) 収縮率試験	一項目	一試料	七九〇円
(7) 防水度試験	一項目	一試料	七六〇円
(8) 食品材料等の物性試験	一項目	一試料	四、六八〇円
(9) 粒度分布試験	一項目	一試料	五、三三〇円

を

(5) 収縮率試験
(6) 防水度試験
(7) 食品材料等の物 性試験
(8) 粒度分布試験

に改める。

性試	一項目	一試料	七九〇円
一項目	一試料	四、六八〇円	
一項目	一試料	七六〇円	
一項目	一試料	五、三三〇円	

附則

この条例は、公布の日から施行する。